

2023 年度

大学院要項

バイオ環境研究科

博士課程前期

バイオ環境専攻

博士課程後期

バイオ環境専攻

京都先端科学大学大学院

目 次

2023年度 学年暦	2
バイオ環境研究科のバイオ環境研究科の博士課程前期・	
博士課程後期における教育方針	3
バイオ環境研究科の教育研究上の目標と特色	5
博士課程前期のカリキュラムと修了要件	6
博士課程後期のカリキュラムと修了要件	8
研究室への所属	10
バイオ環境研究科 授業科目一覧	11
教員免許状の取得について	16
気象警報発令あるいは交通機関に遅延等があった	
場合の授業および試験の取り扱い	16
京都先端科学大学大学院学則	18

2023年度 学年暦

《春学期》

2023年

4月 6日（木）	春学期 授業開始
7月17日（月）	休日授業
7月26日（水）	春学期 授業終了
8月10日（木）～9月 5日（火）	夏期休業

《秋学期》

2023年

9月19日（火）	秋学期 授業開始
10月 9日（月）	休日授業
11月 3日（金）	
11月23日（木）	
12月26日（土）～1月 4日（木）	冬期休業

2023年

1月 5日（金）	授業再開
1月15日（月）	秋学期 授業終了
3月31日（日）	学年終了

※通常授業期間のほかに、「集中講義」が実施される場合があります。

【 教務課（バイオ）事務室 】（ バイオ環境館・6階 ）

〈窓口取扱時間〉 8:30～17:00

原則は上記時間帯としますが、場合によっては多少変更になることもあります。

日祝日、入学試験当日、夏季休業中の一斉休業及び年末年始は休業となります。

バイオ環境研究科の博士課程前期・博士課程後期における教育方針

1. 教育目的

バイオ環境研究科は、多様な生き物と共生できる持続可能な地域環境(バイオ環境)を作り上げることを目標とし、そのために、バイオ環境をデザイン(設計)する領域の発展と、これに対応したバイオサイエンスと環境学および食農学を連携させた、広い視野を持つ人材を養成することを目的とする。

2. 3つのポリシー

[学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)]

博士課程前期

バイオサイエンス、環境学および食農学を連携させた、所定の単位を修得し、それぞれの研究分野で新しい知見を得、修士論文としてまとめ、高度な専門的職業人として活躍できる研究能力と実務能力を修得した者に学位を授与する。

博士課程後期

バイオサイエンス、環境学および食農学を連携させ、複眼的な研究を進め、「バイオ環境」の新しい研究領域を開拓できる知見や技術を見出し、それらを博士論文としてまとめ、大学や企業などで研究や技術開発に取り組める者に博士の学位を授与する。

[教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)]

博士課程前期

バイオサイエンス、環境学および食農学を連携させ、人とともに多様な生き物が共生できる環境(バイオ環境)の実現を目指すという教育理念に基づき、博士課程前期では学部の学びをベースとしたそれぞれの専門研究分野を中心に、他分野とも広く連携することで、専門分野を深めつつ「バイオ環境」の視点から複眼的思考が出来る技術者を育成する。

博士課程後期

バイオサイエンス、環境学および食農学を連携させ、人とともに多様な生き物が共生できる環境(バイオ環境)の実現を目指すという教育理念に基づき、博士課程後期では複眼的研究をさらに進めて、グリーンバイオ研究とバイオ環境デザイン研究を深化・高度化させ、「バイオ環境」の新しい研究領域を開拓できる、より高度なバイオ環境技術者を養成し、企業の研究所やベンチャー企業で即戦力として技術開発や研究に取り組める、より高度なバイオ環境技術者・エコ技術者・農業技術者を育成する。

[入学者受入れの方針(アドミッション・ポリシー)]

博士課程前期

1. バイオサイエンスに強い関心を持ち、人類の健康と、快適かつ安全な生活に応用される最先端のバイオ技術やそれを応用する産業に意欲をもって携わりたい者。
2. 自然と科学に興味をもち、持続可能な地球環境と地域社会を建設していくバイオ環境デザイナーをめざす者。
3. 農業のあり方や農産物の加工に興味を持ち、これらに科学的な観点からアプローチし、遂行し、農産物を通じて地域の活性化に貢献したい者。

博士課程後期

バイオサイエンス研究、バイオ環境デザイン研究、および食農研究のより積極的な連携や複眼的研究をさらに進めて、「バイオ環境」というコンセプトでの新しい研究領域の模索をおこない、新しい環境技術の創成をおこなおうとする学生。修士またはそれと同等の学力を持つ社会人も受け入れる。

バイオ環境研究科の教育研究上の目標と特色

1. 教育研究上の目標

大学院バイオ環境研究科（博士課程前期・後期）は、**バイオサイエンスと環境学と食農学**を連携させ、「**人とともに多様な生き物が共生できる環境（バイオ環境）**」の実現をめざすことを教育理念としている。

博士課程前期では、相互の連携をより深め、バイオ環境の視点から複眼的思考のできる高度な技術者を養成する。

博士課程後期では、研究を深化・高度化させ、バイオ環境の新しい研究領域を開拓できる人材の養成を教育研究上の目標とする。

2. 教育研究上の特色

バイオ環境研究科の研究分野は、**バイオサイエンス領域に分子生命科学系と生物機能開発系**の研究領域がある。**バイオ環境デザイン領域**には、**環境再生系と生物・環境系**の研究領域がある。**食農領域**には、**食資源系と食品開発系**の研究領域がある。

いずれの研究分野も複眼的な視点から建設的な批判力や創造力、開発力を兼ね備えた人材を育成し、社会の要望に応える教育研究の遂行を目指している。

博士課程前期（修士課程）では、バイオ環境技術者であるグリーンバイオ技術者やバイオ環境デザイナーを養成する。

博士課程後期（博士課程）では、より高度で専門的なバイオ環境技術者および研究者の養成をおこなう。

大学院修了後の進路は、バイオ関連企業、環境関連企業、食品・農産加工関連企業、官公庁などで、高度で専門的なリーダーとして、環境の世紀といわれる現代社会での活躍が期待されている。

3. 教育課程編成の考え方及び特色

博士課程前期の教育研究は、所属する研究室において指導教員のもとで深く専門を学ぶことにより、社会で通用する十分な技術開発力を備えた人材を養成することを一義的教育目標としているが、その際に留意すべき点は、狭い専門技術に特化しすぎて、「**バイオ環境**」という視点から自分の専門についての検討が不十分である、あるいは自分の専門について全く違う視点からの見方について無関心であるといった、複眼的思考ができない状況が生じないようにすることである。

そのために、講義科目にはバイオ環境に関わる基礎と応用の科目を用意し、複数の教員の指導によって、各大学院学生の専門性は重視しつつ、バイオ環境に対する学識・見識が身に付くように履修させることとした。

博士課程後期においては、研究室に所属する形態はとるものの、博士課程前期での一定の幅広い学習を更に進めて、新しい複眼的研究領域を模索する研究に専念させることとし、得られた成果は学会発表等の活動を通して学外からの批判に十分耐えられるものとなるよう複数の関係教員が関わる指導を行うこととした。

博士課程前期のカリキュラムと修了要件

〈博士課程前期の修了要件〉

科目区分		必要単位数	学位の授与
1	研究分野関係科目（特別演習Ⅰ～Ⅳ、特別研究）	16単位	左記の科目区分に従い、合計34単位（必修科目の単位を含む）を取得し、修士論文の審査に合格した者に修士（バイオ環境）の学位を授与する。
2	科学英語	4単位	
3	専門基礎科目	8単位	
4	関連科目	6単位	
合 計		34単位	

博士課程前期のカリキュラムは、下記の（１）～（４）の科目区分から構成されている。

（１） 研究分野関係科目（16単位・必修）

各学生が所属する分野に関連する高度な見識と研究手法に精通し、各自の学問基盤を持たせる目的で設定されている。専攻研究分野の「特別演習Ⅰ～Ⅳ」（計8単位）と「特別研究」（8単位）を必修科目とする。

（２） 科学英語（4単位・必修）

高度な技術者に要求される、専門英語における読み・書き・聞き・話す能力をつけさせるために設定されている。「科学英語演習Ⅰ・Ⅱ」（計4単位）を必修科目とする。

（３） 専門基礎科目（8単位・選択履修）

広い学問的視野をもつ複眼的な思考能力を醸成させることを目的とした科目である。この科目群の履修に当たっては、研究指導教員グループの助言・指導の下に行う。研究指導教員グループは、「バイオ環境」をより深く理解し、実践できるよう科目選択の助言を行う。

自分の所属する領域科目から2科目（計4単位）、それ以外の2領域から各1科目（計4単位）、合計8単位を選択必修とする。

（４） 関連科目（6単位・選択履修）

各関連科目は技術者を養成する観点から重要であり、これらの選択科目はできるだけ多く履修させる意図もあって、多くの大学院学生が履修可能な集中講義としている。

関連科目の履修にあたっては、研究指導教員グループが助言・指導を行う。

関連科目から、計3科目（6単位）以上を選択必修とする。

* 大学院学生専門情報交換会

科目設定していないが、大学院学生の人的交流や研究情報の収集を目的とした大学院学生専門情報交換会を設置し、教員の指導の下に大学院学生が主体的に取り組む。これは、専門を異にする「系」および「領域」に所属する大学院学生を意識的に組み合わせた情報交換会であり、ここでも異分野間の大学院学生同士の自由な討論を通じて、ディスカッション能力を養うとともに、異分野の考え方を主体的に取り入れる訓練をおこなう。

* 研究指導

研究指導は、各大学院学生に研究指導教員グループ（主研究指導教員1名、副研究指導教員2名以上）が行う。各グループの教員は主研究指導教員の責任の下に、互いに連絡を取り、大学院学生に助言・指導をしながらその教育内容と研究方向の舵取りをする。

* 学位論文審査・基準（修士論文）

1. 学位論文の提出要領について

- (1) 提出期限は、3月修了予定者は1月末、9月修了予定者は7月末とする。
- (2) 学位論文は、研究指導教員の許可を受けた上で、計3部(審査用)を作成し、教務センターに提出する。

2. 学位論文の作成要領(体裁)について

- (1) 使用言語は、日本語または英語とする。
- (2) 構成は ①表紙(指定様式) ②要旨(英文の場合は和訳を併記) ③目次 ④本文 ⑤引用文献 とする。
- (3) 表紙の論文題目(タイトル)が英文の場合は、和訳を併記する。
- (4) 用紙は原則としてA4版、縦向き、左綴じ、横書きとし、字数は1頁1行40字×30行とする。
- (5) 印字サイズは原則として「12ポイント」とし、印字色は黒色(図表はカラーでもよい)とする。

3. 公聴会について

- (1) 論文が提出された場合は、公聴会(公開)を開催する。公聴会の開催時期は、1月提出者は2月中旬、7月提出者は8月中旬とする。
- (2) 論文提出者は、公聴会において、その論文内容を口頭で発表する。
- (3) 研究科委員会において、論文毎に論文調査委員(主査1名、副査2名以上)を選出し、審査委員会を組織する。
- (4) 研究科委員会において、論文毎に諮問委員(2名)を選出する。
- (5) 論文調査委員と諮問委員は、公聴会において、論文内容について質疑応答を含む口頭諮問を行う。

4. 学位論文の合否判定(評価基準)について

- (1) 学位論文は、研究科委員会(1月提出論文は2月末、7月提出論文は9月初旬)において合否判定が行われる。
- (2) 審査委員会の論文審査結果並びに公聴会における口頭諮問結果に基づき、研究科委員会において、論文調査委員(主査)が審査結果を報告し、研究科委員会出席者の3分の2以上の同意をもって学位論文の合否を判定する。
- (3) 学位論文の評価基準は次のとおりとする。審査委員会は審査委員の合議により評価する。
 - (ア) 得られた成果は、本研究科の教育研究目標である「バイオ環境」の実現に合致しているか。
 - (イ) 独創性のある知見が得られているか。
 - (ウ) 論文の体裁や構成が整っているか。
 - (エ) 研究テーマの設定と論理展開、分析方法(実験、調査)が適切であるか。
- (4) 博士前期課程の修了に必要な単位(計34単位以上)を取得し、学位論文(修士論文)の審査に合格した者に学位「修士(バイオ環境)」が授与される。

5. 審査報告書、学位論文(修士論文)の保管について

- (1) 学位論文審査委員会が作成した審査報告書は、教務センターが保管する。
- (2) 審査に合格した学位論文は、正本を1部作成(製本)し、本学図書館に保管する。

博士課程後期のカリキュラムと修了要件

〈博士課程後期の修了要件〉

専門関係科目		必要単位数	学位の授与
1	バイオ環境特別演習Ⅰ～Ⅵ	12単位	専門関係科目の24単位（必修科目）を取得し、博士論文の審査に合格した者に博士の学位を授与する。
2	バイオ環境特別研究	12単位	
	合計	24単位	

博士課程後期では、系統的なカリキュラムを設定せず「バイオ環境特別演習Ⅰ～Ⅵ」および「バイオ環境特別研究」を単位化（全科目必修）するにとどめている。

これは博士課程後期にあっては、各自の研究に専念させるためである。また、博士課程前期学生に課している「大学院学生専門情報交換会」には、先輩研究者として参加し、前期大学院学生に助言を与えながら、自らも異分野の考え方を主体的に取り入れる訓練を行う。

*具体的な研究指導

研究指導は、博士課程前期と同様に、博士課程後期の大学院学生が所属する研究室の教員を主研究指導教員とし、同じ領域の異なる系に所属する教員1名以上および異なる領域に所属する教員1名以上を副研究指導教員とした研究指導教員グループで行い、主研究指導教員が指導の責任を負い、副研究指導教員は、主研究指導教員との意思疎通を図りながら、研究の進捗状況および成果の検証段階で、バイオ環境実現の観点からチェックし、助言を与える。

*学位論文審査・基準（博士論文）

1. 学位論文の提出期限について

- (1) 提出期限は、3月修了予定者は1月末、9月修了予定者は7月末とする。
- (2) 学位論文は、研究指導教員の許可を受けた上で、計3部(審査用)を作成し、教務課に提出する。

2. 学位論文の審査に係る提出書類について

学位論文の審査に係る申請書類並びに提出部数は下記の通りとする。

各書類の作成要領や様式は、別途定める。

- (1) 学位論文審査願 1部
- (2) 学位論文 3部（正本1部、副本2部）
- (3) 論文目録 1部
- (4) 論文内容の要旨 1部
- (5) 履歴書 1部
- (6) 公表論文および参考論文 1部
- (7) 承諾書 1報ごと1部

3. 申請書類提出時の注意について

申請書類提出時の注意事項は下記の通りとする。

- (1) 提出された書類等の変更は認めない。
- (2) 提出書類は原則として返却しない。事前に申し出があった場合は、標本など重要な書類を返却することがある。
- (3) 各書類等は楷書で記入すること。パソコンの文書作成ソフトを用いて記入してもよい。

4. 学位論文の作成要領について

- (1) 使用言語は、日本語または英語とする。
- (2) 学位論文は、原則としてA4版で、縦向き、左綴じ、横書きとする。
論文は、表紙並びに裏表紙を付けることとする。
表紙の次に「目次」を付け、頁を付けることとする。
論文は、上質紙に文書作成ソフトで印字することが望まれる。

5. 公聴会について

- (1) 論文が提出された場合は、公聴会(公開)を開催する。公聴会の開催時期は、1月提出者は2月中旬、7月提出者は8月中旬とする。
- (2) 論文提出者は、公聴会において、その論文内容を口頭で発表する。
- (3) 研究科委員会において、論文毎に論文調査委員(主査1名、副査2名以上)を選出し、審査委員会を組織する。
- (4) 研究科委員会において、論文毎に諮問委員(2名)を選出する。
- (5) 論文調査委員と諮問委員は、公聴会において、論文内容について質疑応答を含む口頭諮問を行う。

6. 学位論文の合否判定(評価基準)について

- (1) 学位論文は、研究科委員会(1月提出論文は2月末、7月提出論文は9月初旬)において合否判定が行われる。
- (2) 審査委員会の論文審査結果並びに公聴会における口頭諮問結果に基づき、研究科委員会において、論文調査委員(主査)が審査結果を報告し、研究科委員会出席者の3分の2以上の同意をもって学位論文の合否を判定する。
- (3) 学位論文の評価基準は次のとおりとする。審査委員会は審査委員の合議により評価する。
 - (ア) 得られた成果は、本研究科の教育研究目標である「バイオ環境」の実現に合致しているか。
 - (イ) 独創性のある知見が得られているか。
 - (ウ) 得られた成果は公表されているか。
 - (エ) 研究テーマの設定と論理展開、分析方法(実験、調査)が適切であるか。
- (4) 博士後期課程の修了に必要な単位(計24単位)を取得し、学位論文(博士論文)の審査に合格した者に学位「博士(バイオ環境)」が授与される。3年次に修了必要単位を取得し、学位論文の提出が不可能な場合は、3年次研究指導認定のみを受け、退学届を提出後、学期末をもって単位取得満期退学となる。その場合は、単位取得満期退学後3年以内に学位論文を提出し審査に合格した時に学位が授与される。

7. 審査報告書の保管、学位論文(博士論文)の公開について

- (1) 学位論文審査委員会が作成した審査報告書は、教務センターが保管する。
- (2) 審査に合格した論文は、本学のホームページに掲載し、国立国会図書館に送付する。併せて教務課が文部科学省に「学位(博士)授与報告書」を届け出ることとする。

研究室への所属

大学院学生もバイオ環境学部（バイオ環境館 7階以上）に設置されている各研究室に所属する。下記の研究分野の研究室で専門を深く学び、各領域に関する見識を深め、他の視点から自らの専門を見つめ、「バイオ環境」について広く捉えることができる人材を養成する。

各研究分野（研究室）の体制は、次のとおりである。

〈バイオサイエンス領域〉

分子生命科学系	生物有機化学研究分野（研究室）
	分子生物学研究分野（研究室）
生物機能開発学系	微生物機能開発学研究分野（研究室）
	食品機能学研究分野（研究室）
	植物バイオテクノロジー研究分野（研究室）

〈バイオ環境デザイン領域〉

環境再生系	ランドスケープデザイン研究分野（研究室）
	水環境研究分野（研究室）
生物・環境系	環境教育研究分野（研究室）
	里山環境研究分野（研究室）

〈食農領域〉

食資源系	農業生産学研究分野（研究室）
	農地環境研究分野（研究室）
食品開発系	発酵醸造学研究分野（研究室）
	食品加工学研究分野（研究室）

バイオ環境研究科 授業科目一覧

博士課程 前期 < バイオ環境専攻 >

科目区分			授 業 科 目	配当年次	単位数	修了要件及び履修方法
研究分野関係科目	バイオサイエンス領域	分子生命科学系	生物有機化学特別演習Ⅰ	1	2	自分の専攻する研究分野の 演習Ⅰ、演習Ⅱ、演習Ⅲ、演習Ⅳ、特別研究を必修とする。(計16単位)
			生物有機化学特別演習Ⅱ	1	2	
			生物有機化学特別演習Ⅲ	2	2	
			生物有機化学特別演習Ⅳ	2	2	
			生物有機化学特別研究	1・2	8	
			分子生物学特別演習Ⅰ	1	2	
			分子生物学特別演習Ⅱ	1	2	
			分子生物学特別演習Ⅲ	2	2	
			分子生物学特別演習Ⅳ	2	2	
			分子生物学特別研究	1・2	8	
		生物機能開発系	微生物機能開発学特別演習Ⅰ	1	2	
			微生物機能開発学特別演習Ⅱ	1	2	
			微生物機能開発学特別演習Ⅲ	2	2	
			微生物機能開発学特別演習Ⅳ	2	2	
			微生物機能開発学特別研究	1・2	8	
			食品機能学特別演習Ⅰ	1	2	
			食品機能学特別演習Ⅱ	1	2	
			食品機能学特別演習Ⅲ	2	2	
			食品機能学特別演習Ⅳ	2	2	
			食品機能学特別研究	1・2	8	
			植物バイオテクノロジー特別演習Ⅰ	1	2	
			植物バイオテクノロジー特別演習Ⅱ	1	2	
			植物バイオテクノロジー特別演習Ⅲ	2	2	
			植物バイオテクノロジー特別演習Ⅳ	2	2	
			植物バイオテクノロジー特別研究	1・2	8	

科目区分			授 業 科 目	配当年次	単位数	修了要件及び履修方法
研究分野関係科目	バイオ環境デザイン領域	環境再生系	ランドスケープデザイン特別演習Ⅰ	1	2	自分の専攻する研究分野の 演習Ⅰ、演習Ⅱ、演習Ⅲ、演習Ⅳ、特別研究を必修とする。（計16単位）
			ランドスケープデザイン特別演習Ⅱ	1	2	
			ランドスケープデザイン特別演習Ⅲ	2	2	
			ランドスケープデザイン特別演習Ⅳ	2	2	
			ランドスケープデザイン特別研究	1・2	8	
			水環境特別演習Ⅰ	1	2	
			水環境特別演習Ⅱ	1	2	
			水環境特別演習Ⅲ	2	2	
			水環境特別演習Ⅳ	2	2	
			水環境特別研究	1・2	8	
			都市自然化特別演習Ⅰ	1	2	
			都市自然化特別演習Ⅱ	1	2	
			都市自然化特別演習Ⅲ	2	2	
			都市自然化特別演習Ⅳ	2	2	
			都市自然化特別研究	1・2	8	
		生物・環境系	環境教育特別演習Ⅰ	1	2	
			環境教育特別演習Ⅱ	1	2	
			環境教育特別演習Ⅲ	2	2	
			環境教育特別演習Ⅳ	2	2	
			環境教育特別研究	1・2	8	
			里山環境特別演習Ⅰ	1	2	
			里山環境特別演習Ⅱ	1	2	
			里山環境特別演習Ⅲ	2	2	
			里山環境特別演習Ⅳ	2	2	
			里山環境特別研究	1・2	8	
			環境情報特別演習Ⅰ	1	2	
			環境情報特別演習Ⅱ	1	2	
			環境情報特別演習Ⅲ	2	2	
			環境情報特別演習Ⅳ	2	2	
			環境情報特別研究	1・2	8	

科目区分			授 業 科 目	配当年次	単位数	修了要件及び履修方法
研究分野関係科	食農領域	食資源系	農業生産学特別演習Ⅰ	1	2	自分の専攻する研究
			農業生産学特別演習Ⅱ	1	2	
			農業生産学特別演習Ⅲ	2	2	
			農業生産学特別演習Ⅳ	2	2	
			農業生産学特別研究	1・2	8	
			農地環境特別演習Ⅰ	1	2	
			農地環境特別演習Ⅱ	1	2	
			農地環境特別演習Ⅲ	2	2	
			農地環境特別演習Ⅳ	2	2	
			農地環境特別研究	1・2	8	
		食品開発系	発酵醸造学特別演習Ⅰ	1	2	分野の 演習Ⅰ、演習Ⅱ、 演習Ⅲ、演習Ⅳ、 特別研究を必修とする。（計16単位）
			発酵醸造学特別演習Ⅱ	1	2	
			発酵醸造学特別演習Ⅲ	2	2	
			発酵醸造学特別演習Ⅳ	2	2	
			発酵醸造学特別研究	1・2	8	
			食品加工学特別演習Ⅰ	1	2	
			食品加工学特別演習Ⅱ	1	2	
			食品加工学特別演習Ⅲ	2	2	
			食品加工学特別演習Ⅳ	2	2	
			食品加工学特別研究	1・2	8	

		授 業 科 目	配当年次	単位数	修了要件及び履修方法
科学英語	科学英語演習Ⅰ		1	2	科学英語2科目を必修とする。(計4単位)
	科学英語演習Ⅱ		2	2	
専門基礎科目	バイオサイエンス領域	生物機能開発特論	1・2	2	自分の所属する領域から2科目(4単位)、他の2つの領域から各々1科目(計4単位)以上を選択必修とする。 計4科目(計8単位)
		分子生命科学特論	1・2	2	
	バイオ環境デザイン領域	環境再生特論	1・2	2	
		生物・環境特論	1・2	2	
	食農領域	食資源特論	1・2	2	
		食品開発特論	1・2	2	
関連科目	グリーンバイオ最先端技術特論		1・2	2	指導教員の指導により関連科目からを含む3科目(6単位)以上を履修することとする。 計3科目(計6単位)
	環境デザイン最先端技術特論		1・2	2	
	食農最先端技術特論		1・2	2	
	インターンシップA【院】		1・2	2	
	インターンシップB【院】		1・2	2	
		食農最先端技術特論	1・2	2	
学位：修士(バイオ環境) 分野：農学関係					要修了単位数 計 34 単位

〈履修科目以外〉

人的交流並びに他の研究情報収集を目的に、系統単位の組み合わせで前期(2系統1組、各1回、計3回実施)、後期(2系統1組、各1回、計3回実施)に、「大学院学生専門情報交換会」を開催する。交換会は、各分野(研究室)所属学生全員出席とし、全員発表(1人20分程度で自己の研究内容を発表)の後、ディスカッションを行う形をとる。

博士課程 後期 〈バイオ環境専攻〉

科目区分	授 業 科 目	配当年次	単位数	修了要件及び履修方法
専門関係科目	バイオ環境特別演習Ⅰ	1	2	全科目を必修とする。 計7科目（計24単位）
	バイオ環境特別演習Ⅱ	1	2	
	バイオ環境特別演習Ⅲ	2	2	
	バイオ環境特別演習Ⅳ	2	2	
	バイオ環境特別演習Ⅴ	3	2	
	バイオ環境特別演習Ⅵ	3	2	
	バイオ環境特別研究	1・2・3	12	
学位：博士（バイオ環境） 分野：農学関係				要修了単位数 計24単位

〈履修科目以外〉

博士課程後期においても「大学院学生専門情報交換会」に参加する。

教育職員免許状の取得について

(1) 免許教科

バイオ環境研究科バイオ環境専攻には、以下の免許状を取得するプログラム（教職課程）があります。

中学校教諭 専修免許状 理科

高等学校教諭 専修免許状 理科

(2) 単位修得

バイオ環境専攻は、すでに上記の教科の一種免許状を取得している学生を対象に、免許法がいう「教科又は教職に関する科目」24単位を修得して専修免許状を取得する学修を支援します。

学士課程（いわゆる学部段階）で一種免許状の取得に挑戦しながらそれが叶わなかった入学者についても、希望があれば、博士課程の学修に支障のない範囲でバイオ環境学部の教職科目の単位修得を助成し、一種もしくは専修免許の取得に至るよう支援します。

(3) 履修指導

学士課程（いわゆる学部段階）で当該教科のいずれか、あるいは両方の一種免許状を取得しており、本研究科在籍中に上位の専修免許状を取得する意志をもった大学院生、そして免許状はまだ取得できていないが教員免許に関心があり、取得の道を探りたいという院生は、教務課の教職課程担当に速やかに申し出て、個別に履修指導を受けて下さい。

気象警報発令あるいは交通機関に遅延等があった場合の授業および試験の取り扱い

(1) 気象警報が発令された場合

京都府南部京都・亀岡（京都市、亀岡市、向日市、長岡京市、大山崎町のいずれか）に「特別警報」「暴風警報」「暴風雪警報」のいずれかが発令された場合は、本学が開講する授業および定期試験の対応は、以下のとおりとなります（すべてのキャンパス等が対象）。

警報解除時刻	授業および試験開始講時
7時までに解除	1 講時から実施
10 時までに解除	3 講時から実施
10 時を過ぎて解除	全講時休講

（注）「大雨警報」「洪水警報」および「大雪警報」は、原則として、休講の対象にはなりません。

ただし、大学が休講にする決定を行う場合があります。休講となる場合は、本学HP および「京学なび」に掲示を行います。

※授業開始後に対象警報が発令された場合は、原則、以降の授業は休講となります。

「特別警報」が発表されたら、ただちに命を守る行動をとってください。当該事由により授業または試

験

に出席できなかった場合は、下記公共交通機関が遅延した場合に準じて対応してください。

(2) 公共交通機関が遅延した場合

当該事由により授業または試験に出席できなかった場合は、下記のいずれかの対応をとってください。

① 授業（授業内試験を含む）に出席できなかった場合

当日中に授業担当者に直接その旨を伝え、担当者の指示に従うこと。

② 期末定期試験に出席できなかった場合

追試験受験が認められるので、当該科目の試験終了後、必ず2日以内（試験当日・日祝を含まない）に教務課へ申し出て、追試験の申請手続きを行うこと。

なお、遅延状態によっては、授業または試験開始時間を変更する場合もあるので、掲示に注意してください。

※ 追試験の申請手続きには運休証明または遅延証明が必要です。

休講等の確認は「京学なび」をご利用ください。電話による問合せは避けてください。

第1章 総則

第1条 この大学院は、京都先端科学大学大学院（以下、「本大学院」という。）と称する。

第1条の2 本大学院は、学園の建学の精神を踏まえて、教育基本法及び学校教育法に基づき、専門分野における学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて、社会の進展に寄与することを目的とする。

第1条の3 本大学院経済学研究科は、現代経済社会の特性を踏まえつつ、国民生活の環境変化に伴う諸問題を分析し、広い視野に立って深い学識を修得し、高度な専門性の求められる職業を担うことのできる人材の育成を目的とする。

本大学院経営学研究科は、国際化・情報化・コンプライアンスの欠如といった社会環境の著しい変化の中にあって経営組織体の内外で生ずる関連諸現象に関し、経営学的側面の理論的かつ応用実践的な専門能力を有する有為の人材育成並びに組織規模の大小、新旧を問わず、起業家精神を発揮して変革の担い手となるとともに、デジタルトランスフォーメーションや新素材開発の進む中、新しい知見を社会実装してイノベーションを起こす人材を養成することを目的とする。

本大学院人間文化研究科は、人間の心理、社会の態様、文化の機能を多角的に解明する学問体系の構築を図り、歴史的な視点を踏まえて、現代社会が抱える諸問題の解決に寄与できる人材を育成することを目的とする。

本大学院バイオ環境研究科は、多様な生き物と共生できる持続可能な地域環境（バイオ環境）を作り上げることが目標とし、そのために、バイオ環境をデザイン（設計）する領域の発展と、これに対応したバイオテクノロジーと環境学を連携させた広い視野を持つ人材を養成することを目的とする。

本大学院工学研究科は、機械分野と電気分野に跨る学際的な工学分野の専門的知識・学術・教養を兼ね備え、グローバル社会への関心と、次世代の電気機械システムに必須の専門領域の高度な知識を修得し、さらに深化させることによって次世代の産業の創出と新たな価値の創出に貢献できる技術者・研究者を育成することを目的とする。

第2条 本大学院は、教育研究水準の向上を図り、第1条及び第1条の2の目的を達成するため、教育研究活動等の状況について自己点検及び評価を行うこととする。

2 前項の点検及び評価を行うに当たっては、自己点検・評価に関する委員会を置く。

第3条 本大学院に修士課程並びに博士課程を置く。博士課程は前期及び後期に区分する。

2 修士課程は、広い視野に立って精深な学識を受け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を養うことを目的とする。

3 博士課程は、専攻分野について研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

第2章 研究科・専攻・収容定員及び修業年限

第4条 本大学院に次の研究科及び専攻を置く。

研究科名	課程名	専攻名
経済学研究科	修士課程	経済学専攻
経営学研究科	修士課程	経営学専攻
		経営管理専攻
人間文化研究科	修士課程	人間文化専攻
バイオ環境研究科	博士課程前期	バイオ環境専攻
	博士課程後期	バイオ環境専攻
工学研究科	博士課程前期	機械電気システム工学専攻
	博士課程後期	機械電気システム工学専攻

第5条 本大学院研究科の学生定員は次のとおりとする。

研究科名	課程名	専攻名	入学定員	収容定員
経済学研究科	修士課程	経済学専攻	5名	10名
経営学研究科	修士課程	経営学専攻	募集停止	
		経営管理専攻	20名	40名
人間文化研究科	修士課程	人間文化専攻	10名	20名
バイオ環境研究科	博士課程前期	バイオ環境専攻	20名	40名
	博士課程後期	バイオ環境専攻	3名	9名
工学研究科	博士課程前期	機械電気システム工学専攻	15名	30名
	博士課程後期	機械電気システム工学専攻	2名	6名

第6条 本大学院の修士課程の標準修業年限は2年とする。但し、4年を超えて在学することはできない。

2 本大学院の博士課程の標準修業年限は、前期2年、後期3年とする。但し、前期4年、後期6年を超えて在学することはできない。

3 学生が、職業を有している等の事情により、前2項に定める標準修業年限を越えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し修了する学生（以下「長期履修学生」という。）となることを希望する旨を申し出たときは、別に定めるところにより、その計画的な履修を認めることができる。

4 第1項、第2項の規定にかかわらず、主として実務の経験を有する者に対して教育を行う場合であって、教育研究上の必要があり、かつ、昼間と併せて夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適切な方法により教育上支障を生じないときは、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、標準修業年限を1年以上2年未満の期間とすることができる。

5 前項の研究科、専攻又は学生の履修上の区分は次のとおりとする。

経営学研究科（経営管理専攻）修士課程1年修了コース

第3章 学年・学期及び休業日

第7条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

第8条 学年を分けて次の2期とする。

- (1) 春学期 4月1日より9月15日まで
- (2) 秋学期 9月16日より翌年3月31日まで

第9条 休業日は次のとおりとする。

- (1) 土曜日・日曜日
 - (2) 「国民の祝日に関する法律」に規定する休日
 - (3) 削除
 - (4) 夏季休業 別に定める学年暦による
 - (5) 冬季休業 別に定める学年暦による
 - (6) 春季休業 別に定める学年暦による
- 2 その他学長が必要と認めた日を臨時の休業日とすることがある。
- 3 学長が必要と認めたときは、休業日に授業を行うことができる。

第4章 教育方法及び履修方法等

第10条 本大学院の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）によって行うものとする。

2 本大学院においては、教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は、時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

第11条 研究科における授業科目及び単位数は別表第1のとおりとする。

第12条 学生は、別表第1の授業科目表の授業科目について各研究科が定める次の単位以上を修得しなければならない。

研究科名	課程名	専攻名	要修了単位数
経済学研究科	修士課程	経済学専攻	32単位
経営学研究科	修士課程	経営学専攻	32単位
		経営管理専攻	34単位
人間文化研究科	修士課程	人間文化専攻	32単位
バイオ環境研究科	博士課程前期	バイオ環境専攻	34単位
	博士課程後期	バイオ環境専攻	24単位
工学研究科	博士課程前期	機械電気システム工学 専攻	34単位
	博士課程後期	機械電気システム工学 専攻	36単位

2 本大学院において教育研究上有益と認めるときは、本学が適当と認めた他大学の大学院研究科の授業科目を

履修させることができる。

- 3 前項の規定により履修した授業科目の単位は、15単位を超えない範囲で、本大学院において履修したものとみなすことができる。
- 4 本大学院において教育研究上有益と認めるときは、本大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む）を、15単位を超えない範囲で、本大学院において履修したものとみなすことができる。
- 5 前2項の規定による単位認定は、合わせて20単位を超えない範囲で行う。

第13条 授業科目を履修し、試験その他の大学が定める適切な方法により学修の成果を評価して所定の単位を与える。

2 授業科目の成績は100点を満点とし、60点未満を不合格とする。その評点は、次のとおり定める。

優 80点以上	合格
良 70点以上80点未満	
可 60点以上70点未満	
否 60点未満	不合格

第14条 おおむね15時間から45時間までの範囲で大学が定める時間の授業をもって1単位として単位数を計算するものとする。

第14条の2 本大学院において、教育職員免許法に定める中学校並びに高等学校の専修免許状を取得しようとする者は、中学校教諭又は高等学校教諭1種免許状の基礎を有し、教育職員免許法及び同施行規則に定める所定の単位を修得しなければならない。

2 前項で取得できる教員免許状は次のとおりである。

研究科	免許状の種類	教科
人間文化研究科	中学校教諭専修免許状	社会
	高等学校教諭専修免許状	地理歴史
バイオ環境研究科	中学校教諭専修免許状	理科
	高等学校教諭専修免許状	理科

第5章 単位の授与・課程の修了及び学位記

第15条 修士課程あるいは博士課程前期については、2年以上在学し、研究科所定の単位を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査及び最終試験に合格した者をもってその課程を修了したものとする。但し、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、修士課程あるいは博士課程前期に1年以上在学すれば足りるものとする。

- 2 前項の場合において、当該修士課程あるいは博士課程前期の目的に応じ適当と認められるときは、特定の課題についての研究の成果の審査をもって修士論文の審査に代えることができる。
- 3 博士課程後期については、3年以上在学し、研究科所定の単位を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格した者をもってその課程を修了したものとする。但し、在学期間に関し

ては、優れた業績を上げた者については、大学院に3年（修士課程あるいは博士課程前期に2年以上在学し当該課程を修了した者は当該在学期間の2年を含む）以上在学すれば足りるものとする。

第16条 本大学院の研究科の修士課程あるいは博士課程（前期・後期）を修了した者には次の学位を授与する。

研究科名	課程名	専攻名	学位名
経済学研究科	修士課程	経済学専攻	修士（経済学）
経営学研究科	修士課程	経営学専攻	修士（経営学）
		経営管理専攻	
人間文化研究科	修士課程	人間文化専攻	修士（文化研究）
			修士（社会情報）
			修士（心理学）
バイオ環境研究科	博士課程前期	バイオ環境専攻	修士（バイオ環境）
	博士課程後期	バイオ環境専攻	博士（バイオ環境）
工学研究科	博士課程前期	機械電気システム工学専攻	修士（工学）
	博士課程後期	機械電気システム工学専攻	博士（工学）

第17条 学位授与に関して必要な事項は、大学学位規程によるものとする。

第6章 入学・退学・休学・復学・留学

第18条 入学の時期は毎学期の始めとする。

第19条 本大学院修士課程あるいは博士課程前期に入学の資格を有する者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 大学評価・学位授与機構により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 文部科学大臣の指定した者
- (5) 大学に3年以上在学し、本大学院において所定の単位を優れた成績をもって修得したと認めた者
- (6) 本大学院において、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

2 本大学院博士課程後期に入学の資格を有する者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 修士の学位を有する者
- (2) 外国において、修士の学位に相当する学位を授与された者
- (3) 文部科学大臣の指定した者
- (4) 本大学院において、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者

第20条 本大学院に入学を志願するものは、所定の手続を行わなければならない。

2 入学に関する手続は、別にこれを定める。

第21条 病気その他の事由により休学又は退学しようとするものは、保証人連署の上願い出なければならない。

2 休学は第6条に定める在学年数に算入しない。

3 休学者が復学しようとするときは、復学願を提出し許可を得なければならない。

4 休学の期間は、通算して2年を超えることはできない。

第22条 本学が認めた学生の留学期間の学籍は留学とし、休学扱いとしない。

2 留学は第6条に定める在学年数に算入する。

第23条 願いにより退学した者が、2年以内に再入学を願い出た場合には、これを許可することがある。

第24条 学長の許可を受けることなく、他の大学院へ入学又は転学を願い出ることはいできない。

2 他の大学院から本大学院に編入学を希望する場合には、選考の上、これを許可することがある。

第7章 科目等履修生・聴講生・委託生・研究生

第25条 授業科目の履修を願い出た者に対しては、選考の上、科目等履修生としてこれを許可することができる。

第26条 特定の授業科目について聴講を願い出た者に対しては、選考の上、聴講生としてこれを許可することができる。

第27条 公共団体又はその他の機関より本大学院の特定の授業科目について修学を委託された場合、選考の上、委託生としてこれを許可することができる。

2 特定の課題について研究を願い出たものに対しては、選考の上、研究生としてこれを許可することができる。

第28条 科目等履修生、聴講生、委託生、研究生は、本学則及びその他の規則を守らなければならない。但し、第6条及び第5章の規定は準用しない。

第8章 学費等

第29条 本大学院に入学を出願する者は、入学検定料を納付しなければならない。

第30条 本大学院に入学を許可された者は、入学金を納付しなければならない。

第31条 学生は、授業料、施設設備費、実験・実習費その他定められた学費を納付しなければならない。

第32条 科目等履修生は、登録料及び受講料を、聴講生は聴講料を、委託生は委託生修学料を、研究生は登録料及び在籍料を納付しなければならない。

第33条 学費等の金額については、別表第2のとおりとする。

2 前項の納付については、別に定める学費規程に従って納付しなければならない。

第34条 一旦受理した学費は、いかなる理由があっても返還しない。

第34条の2 休学期間内は、学費の納付を免除する。休学期間中には在籍料を春学期・秋学期ごとに納付しなければならない。なお、当該期間中の学費納付者に対しては、在籍料を免除する。

第35条 授業料その他の学費の納付を怠った者は除籍する。

2 前項により除籍されたものが復籍を願い出たときは、選考の上許可することができる。

第9章 職員組織及び運営組織

第36条 本大学院各研究科に研究科長を置く。

2 研究科長は、当該研究科に関する学務を総括する。

第37条 【欠条】

第38条 【欠条】

第39条 本大学院の各研究科に研究科委員会を置き、関係学部長・研究科長及び当該研究科の授業又は研究指導を担当する専任の教員をもって構成する。

2 研究科長は、研究科委員会を招集し、その議長となる。

3 研究科委員会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

(1) 学生の入学及び課程の修了その他学生の身分取扱いに関する事項

(2) 試験及び単位の修得その他の学修評価に関する事項

(3) 学位論文の審査及び学位の授与に関する事項

(4) 授業及び研究指導の内容及び方法の改善に関する事項

(5) 学生の賞罰に関する事項

(6) 研究指導資格者教員の審査に関する事項

4 研究科委員会は、前項に規定するもののほか、学園又は大学の規則その他において規定する事項について審議し、又は意見を述べるものとする。

第39条の2 研究科委員会の構成及び運営等に関しては、別に定める。

第40条 本大学院に大学院委員会を置き、学長、各研究科長、教務センター長及び各研究科から選出された専任教員1名並びに事務局長及び事務局次長をもって構成する。

2 学長は、大学院委員会を招集し、その議長となる。

3 大学院委員会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

(1) 研究科相互の連絡調整に関する事項

(2) 大学院の自己点検評価に関する事項

(3) 大学院のFD（ファカルティ・ディベロップメント）に関する事項

(4) その他大学院の教育研究に関する重要な事項

4 大学院委員会は、前項に規定するもののほか、学園又は大学の規則その他において規定する事項について審議し、又は意見を述べるものとする。

第41条 大学院委員会の構成及び運営等に関しては、別に定める。

第10章 賞罰

第42条 品行、学業ともに優秀で他の模範となる学生に対しては表彰を行うことができる。

第43条 学生が学則又は他の規則に違反し、その他学生の本分に反する行為をした場合は、学長は、研究科委員会の意見を聴いて、懲戒する。

2 懲戒処分は、訓告、停学及び退学とする。

3 懲戒に関する事項は、「学生の懲戒に関する規程」に定める。

第44条 科目等履修生、聴講生、委託生、研究生が学則又はその他の規則に違反した場合、学長は、研究科委員会の意見を聴いて、許可を取り消すことができる。

第11章 研究施設及び設備等

第45条 本大学院に院生研究室を置く。

2 本大学院学生は、本大学の研究施設及びその他の施設・設備等を利用することができる。

第12章 その他

第46条 本学則に規定のない事項については、京都先端科学大学学則を準用する。

2 この学則の実施について必要な細則は、別に定める。

第47条 この学則の改廃に当たって、学長は研究科委員会及び大学院委員会の意見を聴くものとする。

別表（省略）

附 則

この学則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成7年4月1日から施行する。（但し、入学検定料の改定は平成8年度入試から適用）

附 則

この学則は、平成7年4月1日から施行する。（研究科設置・大学院委員会等）

附 則

この学則は、平成8年2月26日から施行する。（大学院委員会構成員追加）

附 則

1 この学則は、平成8年4月1日から施行する。（授業科目・学費等変更）

2 平成7年度に入学した法学研究科の学生の修了必要単位の認定については、既修得科目及び単位を新授業科目分類中にそれぞれ加え、新学則を適用する。

3 平成6年度に入学した法学研究科の学生の修了必要単位の認定については、従前の例による。

附 則

1 この学則は、平成9年4月1日から施行する。（授業科目等変更）

2 平成8年度に入学した経済学研究科及び経営学研究科の学生の修了必要単位の認定については、既修得科目及び単位を新授業科目分類中にそれぞれ加え、新学則を適用する。

附 則

この学則は、平成10年4月1日から施行する。（授業科目変更等）

附 則

この学則は、平成11年4月1日から施行する。（学費改定）

附 則

この学則は、平成11年4月1日から施行する。（授業科目変更等）

附 則

この学則は、平成12年4月1日から施行する。（学費改定）

附 則

この学則は、平成12年4月1日から施行する。（授業科目変更等）

附 則

この学則は、平成13年4月1日から施行する。（学費改定）

附 則

この学則は、平成13年4月1日から施行する。（収容定員の変更、教職課程変更、授業科目変更）

附 則

この学則は、平成14年4月1日から施行する。（研究科設置）

附 則

この学則は、平成14年4月1日から施行する。（授業科目変更・学費改定）

附 則

この学則は、平成15年4月1日から施行する。（授業科目変更・学費改定）

附 則

1 この学則は、平成16年4月1日から施行する。（授業科目変更・学費改定）

2 平成15年度以前に入学した人間文化研究科の学生の修了必要単位の認定については、新たに新設した科目を加え、旧学則を適用する。

附 則

この学則は、平成17年4月1日から施行する。（研究生受入）

附 則

1 この学則は、平成17年4月1日から施行する。（授業科目変更）

2 平成16年度に入学した法学研究科の学生の修了必要単位の認定については、既修得科目及び単位を新授業科目分類中にそれぞれ加え、新学則を適用する。

平成16年度以前に入学した人間文化研究科の学生の修了必要単位の認定については、新たに設置した科目を加え、旧学則を適用する。

附 則

この学則は、平成17年4月1日から施行する。（学費改定）

附 則

この学則は、平成18年4月1日から施行する。（大学院委員会委員の追加）

附 則

- 1 この学則は、平成18年4月1日から施行する。（授業科目変更）
- 2 平成17年度に入学した法学研究科、経済学研究科、経営学研究科の学生の修了必要単位の認定については、新たに設置した科目を加え、旧学則を適用する。

附 則

この学則は、平成19年4月1日から施行する。（教育研究上の目的の明確化）

附 則

- 1 この学則は、平成19年4月1日から施行する。（授業科目変更）
- 2 平成18年度以前に入学した法学研究科・人間文化研究科の学生の修了必要単位の認定については、新たに設置した科目を加え、旧学則を適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成20年4月1日から施行する。（授業科目変更）
- 2 平成19年度以前に入学した経済学研究科・経営学研究科・法学研究科・人間文化研究科の学生の修了必要単位の認定については、新たに設置した科目を加え、旧学則を適用する。

附 則

この学則は、平成21年4月1日から施行する。（研究科委員会・大学院委員会の審議事項の追加）

附 則

- 1 この学則は、平成21年4月1日から施行する。（授業科目変更）
- 2 平成20年度以前に入学した経済学研究科・経営学研究科・法学研究科・人間文化研究科の学生の修了必要単位の認定については、新たに設置した科目を加え、旧学則を適用する。

附 則

この学則は、平成22年4月1日から施行する。（教育研究上の目標の明確化・専攻名の変更）

附 則

この学則は、平成22年4月1日から施行する。（授業科目変更）

附 則

この学則は、平成22年2月26日から施行する。（大学院長期履修学生）

附 則

この学則は、平成22年4月1日から施行する。（バイオ環境研究科の設置並びに条文整理）

附 則

- 1 この学則は、平成22年4月1日から施行する。（授業科目変更・学費改定）
- 2 平成21年度以前に入学した経済学研究科・経営学研究科・法学研究科の学生の修了必要単位の認定については、新たに設置した科目を加え、旧学則を適用する。

附 則

この学則は、平成23年4月1日から施行する。（教育職員免許状追加）

- 1 この学則は、平成23年4月1日から施行する。（授業科目変更）
- 2 平成22年度以前に入学した経済学研究科・経営学研究科の学生の修了必要単位の認定については、新たに

設置した科目を加え、旧学則を適用する。

附 則

この学則は、平成24年4月1日から施行する。（学年暦の変更）

この学則は、平成24年4月1日から施行する。（事務組織の再編による改正）

- 1 この学則は、平成24年4月1日から施行する。（授業科目変更）
- 2 平成23年度以前に入学した経営学研究科、人間文化研究科の学生の修了必要単位の認定については、新たに設置した科目を加え、旧学則を適用する。

附 則

この学則改正は、平成25年4月1日から施行する。（学費改定：平成25年度入学生より適用する）

附 則

- 1 この改正は、平成25年4月1日から施行する。
ただし、平成24年度以前に入学した経済学研究科、人間文化研究科の学生の修了必要単位の認定については、新たに設置した科目を加え、改正前の学則を適用する。（授業科目変更）
- 2 この改正は、平成25年4月1日から施行する。ただし、平成25年度入学生より適用する。（学費改定）

附 則

- 1 この改正は、平成26年4月1日から施行する。
ただし、平成25年度以前に入学した経営学研究科、人間文化研究科の学生の修了必要単位の認定については、新たに設置した科目を加え、改正前の学則を適用する。（授業科目変更）

附 則

この改正は、平成27年4月1日から施行する。（大学のガバナンス改革に関連する改正）

附 則

- 1 この改正は、平成27年4月1日から施行する。
ただし、平成26年度以前に入学した経営学研究科、バイオ環境研究科の学生の修了必要単位の認定については、新たに設置した科目を加え、改正前の学則を適用する。（授業科目変更）

附 則

この改正は、平成27年12月1日から施行する。（学生の懲戒に関する規則制定に伴う改正）

附 則

この改正は、平成29年4月1日から施行する。

ただし、平成28年度以前に入学した経済学研究科、経営学研究科、法学研究科、人間文化研究科の学生の修了必要単位の認定については、新たに設置した科目を加え、改正前の学則を適用する。（授業科目及び単位数の変更並びに教育職員免許状の廃止）

附 則

この学則は、平成30年4月1日から施行する。（入学定員及び収容定員の変更）

附 則

この改正は、平成30年4月1日から施行する。

ただし、平成29年度以前に入学した人間文化研究科の学生の修了必要単位の認定については、新たに設置した科目を加え、改正前の学則を適用する。（授業科目変更）

附 則

この改正は、平成30年4月1日から施行する。

ただし、平成29年度以前に入学した経済学研究科、経営学研究科の学生の修了必要単位の認定については、新たに設置した科目を加え、改正前の学則を適用する。（授業科目変更）

附 則

この改正は、平成31年4月1日から施行する。（大学の名称変更等に伴う改正）

附 則

この改正は、平成31年4月1日から施行する。（事務組織の改編に伴う改正）

附 則

この改正は、平成31年4月1日から施行する。

ただし、平成30年度以前に入学した経済学研究科、経営学研究科、人間文化研究科、バイオ環境研究科の学生の修了必要単位の認定については、新たに設置した科目を加え、改正前の学則を適用する。（授業科目変更）

附 則

1 この改正は、平成31年4月1日から施行する。（休学期間の変更【第21条】）

2 この改正は、平成31年度大学院入学生から適用する。（休学期間の変更【第21条】）

附 則

この改正は、令和元年9月16日から施行する。（研究科の一部廃止に伴う改正）

法学研究科は、令和元年9月15日をもって廃止する。

附 則

この改正は、令和元年9月1日から施行する。（外国人留学生入試（英語基準）の新設に伴う改正）

附 則

この改正は、平成31年4月1日から適用する。（取得できる教員免許状の一部廃止に伴う改正【第14条の2】）

附 則

この学則は、令和2年4月1日から施行する。（工学研究科の設置）

附 則

この改正は、令和2年4月1日から施行する。

ただし、平成31年度以前に入学した経済学研究科、経営学研究科、人間文化研究科、バイオ環境研究科の学生の修了必要単位の認定については、改正前の学則を適用する。（授業科目変更）

附 則

この改正は、令和2年4月1日から施行する。（臨床心理関係授業科目の変更）

附 則

この改正は、令和3年4月1日から施行する。（教育方法の特例）

附 則

この改正は、令和3年4月1日から施行する。ただし、令和2年度以前に入学した経済学研究科、経営学研究科、人間文化研究科、バイオ環境研究科、工学研究科の学生の修了必要単位の認定については、新に設置した科目を加え、改正前の学則を適用する。（授業科目変更）

附 則

この改正は、令和3年4月1日から施行する。（他大学院の単位互換及び入学前の既修得単位の認定）

附 則

この改正は、令和3年10月1日から施行する。（定め区分等の見直しに伴う改正）